

成年後見制度利用促進計画策定について

1 計画の根拠及び経過

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づき、市町村計画を定めるとされています。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村 の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(村上市の位置づけ (別紙))

(村上市第 2 期地域福祉計画第 2 期地域福祉活動計画 (別紙))

2 計画の期間：令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

3 計画の内容及びスケジュール

市では第 3 期地域福祉計画第 3 期地域福祉活動計画の策定を令和 7 年度～8 年度の 2 年間にかけて作成します。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度利用促進協議会において協議を進めます。令和 7 年度は成年後見制度利用促進協議会を年 2 回程度開催し、成年後見制度利用促進計画について協議していきます。

4 計画策定のためのアンケートと実態把握調査 (前回の調査内容 (別紙))